

## 財政局なんば市税事務所職場改善活動チーム設置要綱

### (設 置)

第1条 より良い市民サービスの提供や業務効率の向上及びコミュニケーションのとれた風通しの良い職場環境を目指した職場改善の取組を、従来の手法にとらわれず、常に改善の意識を持ち、積極的に推進するため、なんば市税事務所職場改善活動チーム（以下「改善活動チーム」という）を設置する。

### (役 割)

第2条 改善活動チームは、担当間の横断的な問題についての具体的な改善方法を検討のうえ、企画し、実行する。

### (組 織)

第3条 改善活動チームは、なんば市税事務所職員で構成する。

- 2 改善活動チームのメンバー（以下「メンバー」という。）は、管理担当・市民税等担当・固定資産税担当（土地・家屋）・収納対策担当より係長1名、係員1名を選出する。

### (リーダー)

第4条 改善活動チームにリーダーを置き、リーダーは管理担当課長代理をもってあてる。

### (任 期)

第5条 メンバーの任期は、就任の日から同年度の末日までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 メンバーに欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第6条 改善活動チームの事務局を管理担当に置き、事務局は、改善活動チームの庶務業務を行う。

### (会 議)

第7条 改善活動チームの会議は、事務局が招集して行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、改善活動チームの運営に関し必要な事項は改善活動チームが定める。

### 附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。